

市町村職員退職手当条例施行規則

(昭和53年2月17日)
組合規則第 1 号)

改正	昭和 53 年 12 月 1 日組合規則第 4 号	昭和 59 年 2 月 29 日組合規則第 1 号
	昭和 61 年 3 月 27 日組合規則第 1 号	平成 2 年 1 月 1 日組合規則第 1 号
	平成 3 年 2 月 7 日組合規則第 1 号	平成 8 年 6 月 1 日組合規則第 2 号
	平成 11 年 2 月 8 日組合規則第 1 号	平成 13 年 3 月 19 日組合規則第 1 号
	平成 14 年 2 月 8 日組合規則第 1 号	平成 18 年 9 月 29 日組合規則第 23 号
	平成 19 年 2 月 28 日組合規則第 1 号	平成 19 年 8 月 3 日組合規則第 8 号
	平成 20 年 3 月 21 日組合規則第 3 号	平成 20 年 8 月 4 日組合規則第 4 号
	平成 23 年 6 月 1 日組合規則第 7 号	平成 23 年 10 月 1 日組合規則第 9 号
	平成 26 年 3 月 27 日組合規則第 1 号	平成 26 年 8 月 8 日組合規則第 2 号
	平成 27 年 9 月 14 日組合規則第 7 号	平成 28 年 3 月 28 日組合規則第 1 号
	令和 2 年 3 月 30 日組合規則第 3 号	令和 4 年 9 月 28 日組合規則第 4 号
	令和 5 年 3 月 27 日組合規則第 3 号	

埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例施行規則（昭和40年組合規則第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、市町村職員退職手当条例（昭和38年組合条例第1号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報告）

第2条 埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）第4条第1号に掲げる事務を共同処理する市町村及び一部事務組合（以下「組合市町村」という。）の長は、当該組合市町村の職員のうち条例で定める職員（以下「職員」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に掲げる報告書を毎月15日までに管理者に提出しなければならない。

- (1) 就職者があつたときがあつたとき又は条例第2条第2項の規定により職員とみなされた者（条例附則第5項の規定により条例第2条第2項の職員とみなす場合を含む。以下同じ。）があつたとき。 様式第1号の就職等報告書
- (2) 前号の就職者に、条例第11条第5項の規定に該当する期間があつたとき。 様式第2号の前歴報告書
- (3) 条例第12条第2号（条例附則第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に掲げる期間を有する者があつたとき。 様式第2号の前歴報告書
- (4) 氏名を変更した者があつたとき。 様式第4号の氏名変更報告書
- (5) 条例第11条第4項の規定に該当する者があつたとき。 様式第4号—2の休職等報告書
- (6) 所属する共済組合を変更した者があつたとき又は基礎在職期間中に刑事事件に関し起訴された者があつたとき若しくはこれに係る判決が確定した者があつたとき。 様式第4号—3の異動報告書
- (7) 定年年齢を変更した者があつたとき又は条例の適用を異にする職種に異動した者があつたとき。 様式第4号—3の異動報告書
- (8) 職員を他の地方公共団体等に派遣したとき及びその派遣が終了したとき。 様式第5号の派遣職員報告書

- (9) 退職者（条例第29条各項のいずれかの規定に該当する退職者にあつては、引き続き勤務先の名称を記入のこと。）があつたとき。様式第6号の退職等報告書
- 2 前項各号に掲げる報告書を提出する場合には、それぞれの報告件数を、埼玉県市町村総合事務組合負担金条例施行規則（平成18年組合規則第20号）第2条第6項に規定する様式第9号の報告書類集計票に記入するものとする。
- 3 第1項第1号（条例第2条第2項の規定により職員とみなされた者に限る。）に掲げる報告書を提出する場合には、様式第3号の条例適用時における勤務状況報告書を添付しなければならない。
- 4 第1項第3号に掲げる報告書を提出する場合には、様式第3号—2の条例第12条第2号に掲げる期間に関する勤務状況報告書を添付しなければならない。

（請求書等の経由）

第3条 退職手当の支給を受けようとする者（以下「受給者」という。）は、この規則で定める退職手当の請求に必要な書類を、退職時の組合市町村の長を経由して管理者に提出しなければならない。

（自己の都合又は定年退職等による退職手当の請求）

第4条 条例第4条、第5条、第6条、第7条又は附則第5項の規定に該当するものうち、その者の都合による退職、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の6第1項の規定による退職（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。）又は法律等の規定に基づく任期を終えて退職をしたときの退職手当を請求する場合には、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、条例第7条の規定による退職の場合は、第4号に掲げる書類の提出は必要としない。

(1) 様式第7号の退職手当請求書

(2) 様式第8号の履歴書

(3) 所得税法（昭和40年法律第33号）第203条に規定する退職所得の受給に関する申告書

(4) 様式第8号の2の退職手当の調整額に関する証明書

2 前項の場合において次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める証明書等を添付しなければならない。

(1) 特別な理由により任命権者が前項第2号の証明を行うことが困難なときは、管理者が特に認めた関係公署の証明又は当該事実を証明する書類

(2) 退職手当の計算の基礎となる勤続期間に条例第11条第5項に規定する在職期間があるときは、同条同項に規定する給与の支給の有無を証明する当該任命権者又は関係公署の証明書及び履歴書

(3) 法律等の規定により任期が定められている者が退職したときは、任期を証する書類の写

(4) 条例第2条第2項の規定により職員とみなされた者が退職したときは、様式第9号の勤務状況証明書

(死亡による退職手当の請求)

第5条 条例第4条第1項、第5条第2項、第6条第2項又は第7条第1項の規定に該当するもののうち、死亡による退職をしたときの退職手当を請求する場合には、前条(第1項第3号を除く。)に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 戸籍謄本又は抄本
- (2) 様式第9号—2の個人番号報告書
- (3) 条例第2条の2第1項第1号括弧書の規定に該当するときは、その事実を証明する書類
- (4) 条例第2条の2第1項各号(第1号を除く。)の規定に該当するもののうち、退職手当の支給を受ける権利を有する同順位者が2人以上ある場合には、様式第10号の総代者選任届書

2 前項第4号の規定に該当するもののうち、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたものである場合には、その事実が確認できる書類の写を添付しなければならない。

(傷病による退職手当の請求)

第6条 条例第4条第1項の規定に該当するもののうち、傷病による退職をしたときの退職手当を請求する場合には、第4条に規定する書類のほか、その傷病の程度が厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する障害の状態にあることの医師の診断書等(以下「診断書等」という。)を添付しなければならない。

(勸奨退職による退職手当の請求)

第7条 条例第4条第1項、第5条第1項又は第6条第1項の規定に該当するもののうち、勸奨による退職をしたときの退職手当を請求する場合には、第4条に規定する書類のほか、条例第6条の4に規定する退職勸奨の事実を記録した様式第11号の退職勸奨の記録の写を提出するものとする。

2 前項の場合において、傷病に起因して勸奨を受けて退職した者にあつては、診断書等も添付しなければならない。

(地方公務員法第28条第1項第4号に規定する免職による退職手当の請求)

第8条 条例第6条第1項第2号の規定による退職をしたときの退職手当を請求する場合には、第4条に規定する書類のほか、様式第12号の任命権者の証明書並びにその事実を証明する条例、予算の議決書又は規則の告示の写を添付しなければならない。

2 前項の規定に該当するもののうち、条例第10条の5の適用を受ける場合には、前項に掲げる書類のほか、様式第13号の基本給月額証明書を添付しなければならない。

(公務上の傷病又は死亡による退職手当の請求)

第9条 条例第6条第1項又は第7条第2項の規定に該当するもののうち、公務上の傷病又は死亡による退職をしたときの退職手当を請求する場合には、第4条又は第5条に規定する書類のほか、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)及びその他の法律の規定による公務上の災害に対する補償の実施に要する認定書の写及び診断書等を添付しなければならない。ただし、死亡の場合には診断書等の提出は要しないものとする。

2 前項の規定に該当するもののうち、条例第10条の5の適用を受ける場合には、前条第2項の規定を準用する。

(通勤災害による退職手当の請求)

第9条の2 条例第4条第1項、第5条第2項又は第6条第2項の規定に該当するもののうち、通勤による傷病により退職をしたときの退職手当を請求する場合には、第4条に規定する書類のほか、地方公務員災害補償法及びその他の法律の規定による通勤災害に対する補償の実施に要する認定書の写及び診断書等を添付しなければならない。

(早期退職募集により退職した場合の退職手当の請求)

第9条の3 条例第4条第1項、第5条第1項又は第6条第1項の規定に該当するもののうち、条例第4条第2項に規定する早期退職募集に応募し、任命権者から当該応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けて退職すべき期日に退職をしたときの退職手当を請求する場合には、第4条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 早期退職募集の応募に係る認定通知書の写
- (2) 前号の認定通知書に退職すべき期間が記載されている場合は、退職すべき期日の決定通知書の写
- (3) 退職すべき期日の繰上げ又は繰下げがあった場合には、退職すべき期日の変更通知書の写

2 前項の場合において、傷病に起因して退職した者にあつては、診断書等も添付しなければならない。

(退職手当の請求書提出後死亡した者等の取扱い)

第10条 受給者が、退職手当の請求書を提出するまでの間に死亡した場合又は退職手当の請求書を提出した後第13条の規定による支給を受けるまでの間に死亡した場合の取扱いについては、管理者が別に定めるものとする。

(請求書等の受理及び審査)

第11条 管理者は、第4条から前条までの規定による退職手当の請求書類の提出を受けたときは、遅滞なくこれを受理し審査しなければならない。

2 前項による審査の結果不備があるときは、ただちに補正させるとともに、審査上必要があると認められるときは実施に調査し、又は受給者に出頭を命じ若しくは必要な書類の提出を求めることができる。

3 管理者は、特に必要があると認められるときは、組合市町村の長に調査及び必要な書類の提出を依頼することができる。

4 管理者は、審査の結果受給権がないと認めるときは、その理由を付して当該請求に関する一件書類を返送するものとする。

(退職手当の裁定及び通知)

第12条 管理者は、前条の規定により審査した結果受給権があると認めた場合には、様式第14号の「退職手当裁定伺」により裁定するものとする。

2 前項の規定に基づき裁定した場合には、様式第15号の「退職手当裁定書」を組合市町村の長に、様式第16号の「退職手当裁定書」を受給者にそれぞれ通知するものとする。

(退職手当の支給)

第13条 退職手当は、様式第7号により申請のあった受給者名義の預金口座へ口座振替の方法により、支給するものとする。

(退職した職員の変更等の報告)

第14条 退職した職員が次の各号のいずれかに該当したときは、様式第18号の退職した職員の変更報告書をただちに管理者に提出しなければならない。

- (1) 退職手当が支給される者(差額が支給される者を含む。)で住所、氏名又は退職手当の振込先に変更があったとき。
- (2) 基礎在職期間中の刑事事件に関し起訴された者があったとき又はこれに係る判決が確定した者があったとき。

(基礎在職期間)

第14条の2 条例第6条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次の各号に掲げる在職期間とする。

- (1) 条例第13条の2第4項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間
- (2) 条例第13条の6第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定法人役職員の職員としての在職期間
- (3) 条例第14条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する一部事務組合の副管理者としての在職期間
- (4) 条例附則第11項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間
- (5) 条例附則第12項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間
- (6) 条例附則第16項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間
- (7) 条例附則第17項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての在職期間

(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)

第14条の3 条例第10条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業(第14条の7の規定に該当するものを除く。)若しくは地方公務員法第26条の6に規定する配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等

(2) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条に規定する育児短時間勤務をいう。）により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた条例第10条の4第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第14条の4 退職した者の基礎在職期間に条例第6条の2第2項第2号から第19号に掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第10条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、特定基礎在職期間において当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。

（職員の区分）

第14条の5 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表ア又はイの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

第14条の6 前条（第14条の4の規定により職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職したものが同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(条例第 11 条第 4 項第 3 号に規定する規則で定める要件)

第 14 条の 7 条例第 11 条第 4 項第 3 号に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、組合市町村の長の承認を受けたこと。
- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（条例第 11 条第 5 項、第 13 条の 2 第 1 項及び第 13 条の 6 第 1 項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が 5 年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤による傷病若しくは死亡により退職した場合又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した場合

イ 地方公務員法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した場合（同法第 28 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 条例第 29 条各項のいずれかの規定に該当して退職した場合

2 前項第 3 号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 地方公務員法第 28 条第 2 項の規定による休職の期間（通勤による傷病若しくは公務上の傷病により、同項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）
- (2) 地方公務員法第 29 条の規定による停職の期間
- (3) 地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間
- (4) 育児休業をした期間
- (5) 自己啓発等休業をした期間
- (6) 前各号に掲げる期間に準ずる期間

(退職手当の支給制限等に関する申立て)

第 15 条 組合市町村の長は、当該組合市町村において退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる申立書を速やかに管理者に提出しなければならない。

- (1) 条例第 18 条第 1 項各号又は第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき 様式第 19 号の退職手当支給制限に関する申立書
- (2) 条例第 19 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当するとき 様式第 20 号の退職手当支払差止に関する申立書

- (3) 条例第19条第1項から第3項までの規定により退職手当支払差止処分を受けた者が、同条第6項各号に定める事由が生じた場合又は退職手当支払差止処分後に判明した事実若しくは生じた事情に基づき当該支払差止処分を取り消すことが適当と認められた場合 様式第21号の退職手当支払差止処分の取消しに関する申立書
- (4) 条例第21条第1項各号のいずれかに該当するとき 様式第22号の退職手当の返納に関する申立書
- (5) 条例第23条第1項から第5項までの規定による処分の要件を満たすと認められるとき 様式第23号の退職手当相当額の納付に関する申立書
(退職手当支給制限処分書の様式)

第16条 条例第18条第1項の規定による処分に係る同条第3項の書面の様式及び条例第20条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第24号のとおりとする。

- 2 条例第20条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）又は第2項の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第25号のとおりとする。
(退職手当支払差止処分書の様式)

第17条 条例第19条第1項の規定による処分に係る同条第11項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第26号のとおりとする。

- 2 条例第19条第2項（同項第1号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第11項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第27号のとおりとする。
- 3 条例第19条第2項（同項第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第11項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第28号のとおりとする。
- 4 条例第19条第3項の規定による処分に係る同条第11項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第29号のとおりとする。
(退職手当返納命令書の様式)

第18条 条例第21条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第30号のとおりとする。

- 2 条例第21条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第7項又は条例第22条第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第31号のとおりとする。
(条例第23条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書)

第19条 条例第23条第1項の規定による通知に係る書面の様式は、様式第32号のとおりとする。
(退職手当相当額納付命令書の様式)

第20条 条例第23条第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同項第8項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第33号のとおりとする。

2 条例第23条第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第8項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第34号のとおりとする。

(審査会)

第21条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたとき、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 審査会の会議は、会長が招集する。

5 審査会の会議は、2人以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 審査会の庶務は、総務課において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合については、管理者が別段の取扱いをすることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の市町村職員退職手当条例施行規則の規定は、昭和53年4月1日以後の退職に係る退職手当（第2条にあっては、同日以後に同条第1項各号のいずれかに該当することとなったもの）について適用する。

附 則（昭和53年組合規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例施行規則の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年組合規則第1号）

この規則は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則（昭和61年組合規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例施行規則第7条の2の規定は、昭和61年4月1日以後に行う勸奨について適用する。

附 則（平成2年組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年組合規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成8年組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は平成13年4月1日以後の退職に係る退職手当の裁定から施行する。

附 則（平成 14 年組合規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年組合規則第 23 号）

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年組合規則第 1 号）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年 4 月 1 日以外の日において組合市町村の職員の給与に関する条例（以下「組合市町村給与条例」という。）を国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 113 号。以下「改正給与法」という。）に準じて改正したときは、別表中「ア 平成 9 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表」とあるのは「ア 平成 9 年 4 月 1 日から組合市町村給与条例が改正給与法に準じて改正された当該組合市町村給与条例の施行日の前日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表」と、「イ 平成 19 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表」とあるのは、「イ 組合市町村給与条例が改正給与法に準じて改正された当該組合市町村給与条例の施行日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表」と読み替えるものとする。

3 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成 19 年組合条例第 1 号。以下「改正条例」という。）附則第 2 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項に規定する規則で定める額は、同条第 2 項に規定する者が、特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

4 改正条例附則第 3 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項に規定する規則で定める額は、前項に規定する給料月額とする。

附 則（平成 19 年組合規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年組合規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年組合規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年組合規則第 7 号）

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年組合規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年組合規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年組合規則第 7 号）

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年組合規則第 1 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年組合規則 3 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年組合規則 4 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年組合規則 3 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 14 条の 5 関係）

ア 平成 9 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第 2 号区分	<p>(1) 組合市町村の職員の給与に関する条例（他の条例等において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の給料表の適用を受けていた者（以下「組合市町村給与条例給料表適用者」という。）でその属する職務の級が平成 8 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法」という。）の行政職俸給表(1)の 11 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 4 級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(3) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第 3 号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の行政職俸給表(1)の 10 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 4 級に相当する職務の級であったもの（第 2 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。）のうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(3) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第 4 号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の行政職俸給表(1)の 9 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 4 級に相当する職務の級であったもの（第 2 号区分の項第 2 号及び第 3 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(2)の 8 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(3)の 7 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第 5 号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の行政職俸給表(1)の 8 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4</p>

	<p>月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 3 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(2)の 6 級又は 7 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(3)の 6 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第 6 号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の行政職俸給表(1)の 7 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の行政職俸給表(2)の 6 級に相当する職務の級であったものうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の教育職俸給表(2)の 3 級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 2 級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(5) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(2)の 5 級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(6) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(3)の 5 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第 7 号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の行政職俸給表(1)の 6 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の行政職俸給表(2)の 6 級に相当する職務の級であったもの（第 6 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の教育職俸給表(2)の 3 級に相当する職務の級であったもの（第 6 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4</p>

	<p>月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 2 級に相当する職務の級であったもの（第 6 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(2)の 5 級に相当する職務の級であったもの（第 6 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。）</p> <p>(6) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(3)の 4 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第 8 号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の行政職俸給表(1)の 4 級又は 5 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の行政職俸給表(2)の 3 級に相当する職務の級であったもののうち在級期間が 120 月を超えるもの又は 4 級若しくは 5 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の教育職俸給表(2)の 2 級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 1 級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(5) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(2)の 2 級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの又は 3 級若しくは 4 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(6) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 8 年 4 月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(3)の 2 級に相当する職務の級であったものうち在級期間が 360 月を超えるもの又は 3 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第 9 号区分	<p>第 1 号区分から第 8 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

イ 平成19年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(以下「平成18年4月以後の一般職給与法」という。)の行政職俸給表(1)の10級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の5級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(3) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第2号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の9級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の4級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(3) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第3号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の8級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の4級に相当する職務の級であったもの(第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(3) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第4号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の7級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の4級に相当する職務の級であったもの(第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(2)の8級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(3)の7級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第5号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年</p>

	<p>4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の6級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の3級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(2)の6級又は7級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(3)の6級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第6号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の5級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(2)の5級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表(2)の3級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の2級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(5) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(2)の5級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(6) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(3)の5級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第7号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の4級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(2)の5級に相当する職務の級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成18年4月以後の一般職給与法の教育職俸給表(2)の3級に相当する職務の級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p>

	<p>(4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 2 級に相当する職務の級であったもの（第 6 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の医療職俸給表(2)の 5 級に相当する職務の級であったもの（第 6 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。）</p> <p>(6) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の医療職俸給表(3)の 4 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第 8 号区分	<p>(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の 3 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の行政職俸給表(2)の 3 級に相当する職務の級であったもののうち在級期間が 120 月を超えるもの又は 4 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の教育職俸給表(2)の 2 級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 1 級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの</p> <p>(5) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の医療職俸給表(2)の 2 級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの又は 3 級若しくは 4 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(6) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の医療職俸給表(3)の 2 級に相当する職務の級であったもののうち在級期間が 360 月を超えるもの又は 3 級に相当する職務の級であったもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの</p>
第 9 号区分	<p>第 1 号区分から第 8 号区分までいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

様式第 1 号 (第 2 条関係)

就 職 等 報 告 書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

このことについて、次のとおり報告します。

(組合市町村の長)

印

所 属 所 名		所属所コード	所属共済 (1:市町村, 2:学校, 3:その他)		性別 1:男 2:女	生年月日	定年 年齢	就職・就任年月日	就職・就任 理由コード	職名 コード	就職・就任時の給料月額			前歴期間の有無 (1:有、2:無)
共済番号	氏 名 漢 字		氏 名 カ ナ (半 角)								表	等級	号給	
	姓	名	姓	名										
備考：														

- 注 1 この報告書は、他の地方公共団体等から派遣されてきた職員については、提出しないで下さい。
- 2 「所属所名」「所属所コード」「所属共済」は必ず記入し、所属共済ごとに区分して報告して下さい。
- 3 「共済番号」は、共済組合の組合員証番号を記入して下さい。
- 4 「生年月日」「就職・就任年月日」は、和暦で記入して下さい。
- 5 「就職・就任理由コード」「職名コード」は、各種コード表を参照して下さい。
- 6 「表」には、2桁の管理コードを記入して下さい。
- 7 「前歴期間の有無」が有の場合は、前歴報告書を必ず提出して下さい。また、前歴期間に退職等期間がある場合には、退職欄も記入して下さい。

18

様式第2号（第2条関係）

前 歴 報 告 書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

このことについて、次のとおり報告します。

(組合市町村の長)

印

所 属 所 名				所属所 コード	所属共済 (1:市町村, 2:学校, 3:その他)								
前 歴 欄	共済番号	氏 名	区 分 (1:削除, 2:登録)	職名 コード	勤務先の名称	所属所コード	所属共済 (1:市町村, 2:学校, 3:その他)	共済番号	就職・就任年月日	退職・退任年月日	退職手当受給 (1:有, 2:無)	退職手当の額	
休 職 欄	共済番号	氏 名	区 分 (1:削除, 2:登録)	休職理由 コード	休職等年月日	休職等終了年月日	育児休業に係る 子の生年月日						
備考：													

- 注1 「所属所名」「所属所コード」「所属共済」は必ず記入し、所属共済ごとに区分して報告して下さい。
- 2 「共済番号」は、共済組合の組合員証番号を記入して下さい。
- 3 「就職・就任年月日」「退職・退任年月日」「休職等年月日」「休職等終了年月日」「育児休業に係る子の生年月日」は、和暦で記入して下さい。

様式第3号（第2条関係）

条例適用時における勤務状況報告書

年 月 日付け就職等報告書（様式第1号）に記載の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に規定する職員については、年 月 日から 年 月 日までの6月において、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令等により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が月18日（令和4年10月1日以後の期間においては、1月間の日数（組合市町村の休日を用いる条例に規定されている休日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上であることを報告します。

年 月 日

（組合市町村の長）

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

様式第3号-2 (第2条関係)

条例第12条第2号に掲げる期間に関する勤務状況報告書

所属所名.....

氏名..... (共済番号:.....)

上記の者は、市町村職員退職手当条例（昭和38年組合条例第1号）附則第7項の規定により読み替えて適用する第12条第2号に掲げる期間である 年 月 日から 年 月 日までの間、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令等により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が月18日（令和4年10月1日以後の期間においては、1月間の日数（組合市町村の休日を定める条例に規定されている休日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上であることを報告します。

年 月 日

(組合市町村の長)

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

氏名変更報告書

年 月 日

埼玉縣市町村総合事務組合管理者 様

(組合市町村の長)



このことについて、次のとおり報告します。

所属所名		所属所コード	所属共済 <small>(1:市町村, 2:学校, 3:その他)</small>			
共済 番号	氏名	氏名変更日	変更後の氏名漢字		変更後の氏名カナ (半角)	
			姓	名	姓	名

- 注 1 「所属所名」「所属所コード」「所属共済」は必ず記入し、所属共済ごとに区分して報告して下さい。
- 注 2 「共済番号」は、共済組合の組合員証番号を記入して下さい。
- 注 3 「氏名変更日」は、和暦で記入して下さい。

休職等報告書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

（組合市町村の長）



このことについて、次のとおり報告します。

所 属 所 名		所属所コード	所属共済 <small>(1:市町村, 2:学校, 3:その他)</small>		
共済番号	氏 名	休職等理由 コード	休職等年月日	休職等終了年月日	育児休業に係る 子の生年月日

注1 「所属所名」「所属所コード」「所属共済」は必ず記入し、所属共済ごとに区分して報告して下さい。
 注2 「共済番号」は、共済組合の組合員証番号を記入して下さい。
 注3 「休職等理由コード」は、各種コード表を参照して下さい。
 注4 「休職等年月日」「休職等終了年月日」「育児休業に係る子の生年月日」は、和暦で記入して下さい。
 注5 育児休業の報告をする場合にあっては、「育児休業に係る子の生年月日」も記入してください。

異 動 報 告 書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

このことについて、次のとおり報告します。

（組合市町村の長）



所 属 所 名		所属所コード		所属共済 <small>(1:市町村, 2:学校, 3:その他)</small>								
共済番号	氏 名	異動年月日	所属共済変更欄		性 別 1:男 2:女	生年月日	定年 年齢	就職・就任年月日	職 名 コード	刑 事 事 件 に 関 し		
			所属共済 <small>(1:市町村, 2:学校, 3:その他)</small>	共済番号						起訴された 年 月 日	判 決 日	判 決 内 容
備考：												

- 注1 この報告書は、上記事項の異動等に使用するほか、すでに報告済みの内容を訂正する場合にも使用して下さい。
- 2 「所属所名」「所属所コード」「所属共済」は必ず記入し、所属共済ごとに区分して報告して下さい。
- 3 「共済番号」「氏名」「異動年月日」は必ず記入し、その他の項目については該当する箇所のみ記入して下さい。なお、「共済番号」は、共済組合の組合員証番号を記入して下さい。
- 4 「異動年月日」「生年月日」「就職・就任年月日」「退職・退任年月日」「起訴された年月日」「判決日」は、和暦で記入して下さい。
- 5 「職名コード」は、各種コード表を参照して下さい。

派遣職員報告書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

このことについて、次のとおり報告します。

(組合市町村の長)

印

所属所名		所属所コード	所属共済 <small>(1:市町村, 2:学校, 3:その他)</small>						
派遣開始	共済番号	氏名	派遣理由コード	派遣先					
				所属所名	所属所コード	所属共済 <small>(1:市町村, 2:学校, 3:その他)</small>	共済番号	派遣年月日	
派遣終了	共済番号	氏名	派遣理由コード	派遣終了日の翌日の給料月額			新番号		派遣終了年月日
				表	等級	号給	給料月額	所属共済 <small>(1:市町村, 2:学校, 3:その他)</small>	

注1 「所属所名」「所属所コード」「所属共済」は必ず記入し、所属共済ごとに区分して報告して下さい。

2 「共済番号」は、共済組合の組合員証番号を記入して下さい。

3 「派遣理由コード」は、各種コード表を参照して下さい。

4 「派遣年月日」「派遣終了年月日」は、和暦で記入して下さい。

5 「表」には、2桁の管理コードを記入して下さい。

6 「新番号」については、派遣期間終了後新たな共済組合の組合員証番号を記入して下さい。

様式第6号（第2条関係）

退職等報告書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

このことについて、次のとおり報告します。

(組合市町村の長)

印

所属所名		所属所コード	所属共済 <small>(1:市町村, 2:学校, 3:その他)</small>		退職・退任理由コード		退職・退任時の給料月額		引き続き勤務先				
共済番号	氏名	生年月日	退職・退任年月日	表	等級	号給	給料月額	名称	所属所コード	所属共済 <small>(1:市町村, 2:学校, 3:その他)</small>	共済番号	通算規定 <small>(1:有, 2:無)</small>	
												通算規定	通算規定
備考：													

- 注1 「所属所名」「所属所コード」「所属共済」は必ず記入し、所属共済ごとに区分して報告して下さい。
- 2 「共済番号」は、共済組合の組合員証番号を記入して下さい。
- 3 「生年月日」「退職・退任年月日」は、和暦で記入して下さい。
- 4 「退職・退任理由コード」は、各種コード表を参照して下さい。
- 5 「表」には、2桁の管理コードを記入して下さい。

退職手当請求書

年 月 日退職したので退職手当を支給されたく関係書類を添え請求いたします。

年 月 日

所属所名	所属所コード	所属共済	番号（共済番号）	退職者氏名											印		
		市町村共済 学校共済 その他		カナ 漢字	姓 名												
職名	生年月日			年齢	請求者氏名 死亡の場合の カナ漢字											印	続柄コード
	年	月	日	歳		姓 名											
郵便番号	請求者の住所		漢字														
退職手当の 受給の方法	口座振替	振込先金融機関（郵便局を除く）				科目	請求者の口座番号										
		銀行・農協 信用金庫・組合				普通 貯蓄											
市町村 学校 } 共済の貸付金の有無	有・無	退職手当からの控除希望の有無				有・無	電話番号										

埼玉県市町村総合事務組合管理者様

- 注
- 1 番号（共済番号）欄は、共済組合の組合員証番号を記入すること。
 - 2 氏名欄は、姓と名の間をあげ、下段に漢字を上段にフリガナを記入することとし、フリガナについては、濁点・半濁点も1字とすること。
 - 3 請求者の住所欄は、郡市区町村・町名・番地等をそれぞれ一桁あけて記入すること。
 - 4 死亡により退職した場合には、退職者氏名欄に死亡した職員の氏名を記入し、死亡の場合の氏名欄及び続柄コードを記入の上、押印のこと。
 - 5 4の場合の請求者の住所欄には、退職手当を請求する遺族の住所を記入し、それ以外の場合には、退職者の住所を記入すること。（所属所控）

履 歴 書

所 属 所 名		共 済 番 号	
所 属 共 済	市 町 村 共 済 ・ 学 校 共 済	生 年 月 日	年 月 日
氏 名		平成19年3月31日の給料 月 額	円
就職年月日・職名	年 月 日 ・	就 職 時 給 料 月 額	円
退職年月日・退職理由	年 月 日 ・	退 職 時 給 料 月 額	円
1 一般職員から引き続き特別職となった場合			
年 月 日	職 名	給 料 月 額	事 項
・			
2 在職中における給料の減額の有無（給料の減額改定を除く。） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
有の場合の記入欄	減 額 理 由	減 額 年 月 日	減 額 前 の 給 料 月 額
3 休職等期間の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
休 職 等 理 由	休 職 等 期 間		育 児 休 業 に 係 る
	年 月 日 から	年 月 日 まで	年 月 日
	年 月 日 から	年 月 日 まで	年 月 日
	年 月 日 から	年 月 日 まで	年 月 日
	年 月 日 から	年 月 日 まで	年 月 日
	年 月 日 から	年 月 日 まで	年 月 日
消 防 職 員 の 期 間 (消防司令補以下の階級) 平成19年3月31日まで	・ ・ ~	・ ・	年 月
	・ ・ ~	・ ・	年 月
	・ ・ ~	・ ・	年 月

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市
町 長
村



埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

(注意事項)

- 1 平成19年3月31日の給料月額欄は、給与構造改革に伴う給与改定を同日までに施行していた市町村等において、改定前の給料月額に達しない場合に給料月額のほか、その差額に相当する額を支給されていた場合は差額を含めた合計額を記入すること。
- 2 給料の減額の有無については、該当する口にレ印を記入すること。
- 3 休職等期間の有無については、該当する口にレ印を記入すること。有の場合には、休職等理由及び休職等期間を記入すること。(育児休業の場合は子の生年月日を記入)

退職手当の調整額に関する証明書

所属所名	氏名	退職理由
------	----	------

◎ 下記1～3について該当する番号を○で囲み各欄に所要事項を記入のこと。

- 1 下記の調整額区分である。
- 注 ① 調整額区分の高い順に退職日に近い月から記入のこと。
 ② 備考欄には休職等の理由を記入のこと。
 ③ 除外欄には調整額の算定の対象から除外される月に○印を記入のこと。
 ④ 上記③の除外される月がある場合で、記入欄が不足する場合は、裏面に記入のこと。

順位	年月	表・級・号給	区分	備考	除外	順位	年月	表・級・号給	区分	備考	除外
1						31					
2						32					
3						33					
4						34					
5						35					
6						36					
7						37					
8						38					
9						39					
10						40					
11						41					
12						42					
13						43					
14						44					
15						45					
16						46					
17						47					
18						48					
19						49					
20						50					
21						51					
22						52					
23						53					
24						54					
25						55					
26						56					
27						57					
28						58					
29						59					
30						60					

第1号区分	70,400円	月	第6号区分	32,500円	月
第2号区分	65,000円	月	第7号区分	27,100円	月
第3号区分	59,550円	月	第8号区分	21,700円	月
第4号区分	54,150円	月	第9号区分	0円	月
第5号区分	43,350円	月	合計		月

2 勤続9年以下の自己都合退職者である。

3 その他 ()

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市 町 村 長 印

埼玉縣市町村総合事務組合管理者 様

(裏面)

休職等により調整額の算定対象から除外された月があり、表面が不足した場合は、こちらに記入のこと。

順位	年月	表・級・号給	区分	備考	除外	順位	年月	表・級・号給	区分	備考	除外
61						91					
62						92					
63						93					
64						94					
65						95					
66						96					
67						97					
68						98					
69						99					
70						100					
71						101					
72						102					
73						103					
74						104					
75						105					
76						106					
77						107					
78						108					
79						109					
80						110					
81						111					
82						112					
83						113					
84						114					
85						115					
86						116					
87						117					
88						118					
89						119					
90						120					

様式第9号（第4条関係）

勤務状況証明書

所属所名.....

氏名.....（共済番号：.....）

上記の者は、 年 月 日から 年 月 日までの間、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令等により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が月18日（令和4年10月1日以後の期間においては、1月間の日数（組合市町村の休日を定める条例に規定されている休日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上であることを証明します。

年 月 日

（組合市町村の長）

印

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

個人番号報告書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第3項及び第14条第1項の規定に基づき、相続税法（昭和25年法律第73号）第59条第1項第2号に規定する退職手当金等受給者別支払調書作成事務に必要な個人番号について、下記のとおり報告します。

退職者	住所	〒										
	氏名	個人番号										

受給者	住所	〒										
	氏名	個人番号										
		(続柄：)										

上記のとおり報告します。

年 月 日

(組合市町村の長)



埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

総代者選任届書

市
町 職名 氏名 の死亡による退職手当の請
村

求にあたり総代者を次のとおり選任したので届けます。

総代者氏名 _____

年 月 日

受給権同順位者氏名及び生年月日	続柄	生計関係	住所
年 月 日 ㊟			
年 月 日 ㊟			
年 月 日 ㊟			
年 月 日 ㊟			

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

退職勧奨の記録

氏名	(男・女)	生年月日	年月日 (歳)
職名		採用年月日	年月日
給料月額	(級号給) 円	退職年月日	年月日
退職勧奨年月日	年月日	勤続期間	年月
職員の応諾年月日	年月日	定年年齢	歳
退職勧奨の理由			
参考事項			
勧奨実施者の職及び氏名	印		

上記は写であることを証明する。

年 月 日

市
町長
村

印

様式第 1 2 号 (第 8 条関係)

証 明 書

所属所名 職名

住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は市町村職員退職手当条例第 6 条第 1 項第 2 号の理由により退職した者であることを証明する。

年 月 日

市
町長 印
村

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

基本給月額証明書

所 属 所 名			
職 名		氏 名	
退職時の基本給月額	給 料 月 額	級 号 給	円
	扶 養 手 当		円
	地 域 手 当		円

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市
町長
村



埼玉縣市町村総合事務組合管理者 様

様式第14号（第12条関係）

管理者	事務局長	次長	課長	主幹	主査	係
○						

埼総発第 年 月 日 号

退職手当裁定伺

下記のとおり裁定し、 年 月 日付けで支給してよろしいか伺います。

年度 号

退職者	所属所名					氏名		
	住所					年齢	定年年齢	
	1月1日の住所					歳	歳	
受給者	住所					納税市町村		
	氏名					続柄		
振込先金融機関	金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	振込金額			
在職期間	職歴（休職等）	就職（休職等）年月日	退職（休職等終了）年月日	勤続期間				
	合計							
退職手当の計算	退職理由	適用条項						
	退職時給料月額	施行日前日給料月額	基礎給料月額	特例加算額（%加算）	裁定給料月額（A or A'）			
	円	円	(A) 円	(A') 円	円			
	支給率 (B)	基本額 (A or A') × (B) = (C)	調整額 (D)	(E)	(F)	支給額 (C) + (D) + (E) - (F) = (G)		
		円	円	円	円	円		
	退職所得控除額	課税対象額	所得税	市町村民税	県民税	徴収税合計 (H)		
	年 控除額	万円 円	円	円	円	円		
共済償還額 (I)	貸付	物資	(J)	控除額合計 (H) + (I) + (J) = (K)	差引支給額 (G) - (K)			
	円	円	円	円	円			
特別負担金	適用条項	基礎給料月額 (A)	自己都合支給率	支給率合計 (L)	自己都合退職手当 (基本) 額 (A) × (L) = (M)	基本額特別負担金 (C) + (E) - (M) = (P)	調整額 (D) - (F) = (N)	特別負担金 (P) + (N)
					円	円	円	円

様式第15号（第12条関係）

市 町 村 長 } 様
一部事務組合管理者

埼総発第 号
年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者



退職手当裁定書

下記のとおり裁定し、 年 月 日付け受給者あてに送金したので通知
します。

年度 号

退職者	所属所名				氏名			
	住所				年齢	定年年齢		
	1月1日の住所				歳	歳		
受給者	住所				納税市町村			
	氏名				続柄			
振込先 金融機関	金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	振込金額			
在職期間	職歴（休職等）	就職（休職等）年月日	退職（休職等終了）年月日		勤続期間			
		合計						
退職手当の計算	退職理由		適用条項					
	退職時給料月額		施行日前日給料月額	基礎給料月額	特例加算額 (%加算)	裁定給料月額 (A) or (A')		
	円		円	(A) 円	(A') 円	円		
	支給率 (B)	基本額 (A) or (A') × (B) = (C)	調整額 (D)	(E)	(F)	支給額 (C) + (D) + (E) - (F) = (G)		
		円	円	円	円	円		
	退職所得控除額		課税対象額	所得税	市町村民税	県民税	徴収税合計 (H)	
	年	控除額	円	円	円	円	円	
	万		円	円	円	円	円	
	共済償還額 (I)				控除額合計	差引支給額		
	貸付		物資	(J)	(H) + (I) + (J) = (K)	(G) - (K)		
	円	円	円	円	円			
特別負担金	適用条項	基礎給料月額 (A)	自己都合支給率	支給率合計 (L)	自己都合退職手当 (基本) 額 (A) × (L) = (M)	基本額特別負担金 (C) + (E) - (M) = (P)	調整額 (D) - (F) = (N)	特別負担金 (P) + (N)
					円	円	円	円

埼玉縣市町村総合事務組合管理者 印

退職手当裁定書

下記のとおり裁定し、 年 月 日付けをもって申請のあった口座に送金したので通知します。 年度 号

退職者	所属所名				氏名				
	住所				年齢	定年年齢			
	1月1日の住所				歳	歳	納税市町村		
受給者	住所				続柄				
	氏名								
振込先金融機関	金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	振込金額				
在職期間	職歴（休職等）	就職（休職等）年月日	退職（休職等終了）年月日		勤続期間				
合計									
退職手当の計算	退職理由		適用条項						
	退職時給料月額		施行日前日給料月額	基礎給料月額	特例加算額（%加算）	裁定給料月額（A）or（A'）			
	円		円	円（A）	円（A'）	円			
	支給率（B）	基本額（A）or（A'）×（B）=（C）	調整額（D）	（E）	（F）	支給額（C）+（D）+（E）-（F）=（G）			
		円	円	円	円	円			
	退職所得控除額		課税対象額	所得税	市町村民税	県民税	徴収税合計（H）		
	年	控除額					円		円
	万円		円	円	円	円	円		
	共済償還額（I）		控除額合計（H）+（I）+（J）=（K）	差引支給額（G）-（K）					
	貸付	物資				円（J）	円	円	
円		円	円	円	円				
備考									

退職した職員の変更報告書

所 属 所 名		所属所コード	所属共済 <small>(1:市町村, 2:学校, 3, その他)</small>	番号（共済番号）	退 職 者 氏 名	カ ナ 漢 字	
生 年 月 日	死亡の場合の請 求者氏名	カ ナ			続柄コード		
年 月 日		漢 字					
郵便番号	請求者の住所	漢 字					
退 職 手 当 の 受 給 の 方 法	口座振替	振込先金融機関（ゆうちょ銀行を除く）			科 目	請求者の口座番号	
		銀 行・農 協 信用金庫・組 合			店 普 通		
退職後、退職手当未支給の段階で、基礎在職 期間中の刑事事件に関し、起訴された年月日		左記事件に関する判決内容と判決年月日			退職手当支給後、基礎在職期間中の刑事事件に 関し、禁錮以上の刑の確定年月日		
年 月 日		内 容： 判決年月日： 年 月 日			年 月 日		
備 考：							
上記のとおり報告します。 年 月 日 (組合市町村の長) 印 埼玉県市町村総合事務組合管理者 様							

- 注1 退職した職員において、上記事項に変更があった場合に変更後の必要事項を記入すること。
 2 所属所名・所属所コード・所属共済及び番号(共済番号)欄は必ず記入すること。番号(共済番号)は、共済組合の組合員証番号を記入すること。
 3 氏名欄は、姓と名の間をあげ、下段に漢字を上段にフリガナを記入すること。

様式第19号（第15条第1号関係）

（表面）

退職手当支給制限に関する申立書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

（組合市町村の長）



次の者の退職手当は、市町村職員退職手当条例施行規則第15条第1号の規定により、
 { 全 部 } を支給しないこととする処分を行うよう申し立てます。

（どちらかに〇印）

（退職時の組合市町村名）		（退職時の所属及び職名）		（退職した者の氏名）	
（退職した者の住所）					
（退職時の給料月額）			（懲戒免職等処分実施機関）		
円					
（ 職 級 号給）					
（採用年月日）		年	月	（勤続期間）	
				年	月
（退職年月日）		年	月	日	
※ 退 職 し た 者 が 死 亡 し た 時 の み 記 入	（遺族又は支払を受ける権利を承継した者の氏名）				
	（死亡年月日： 年 月 日）（退職した者との続柄： ）				
支 給 制 限 事 由 等 に つ い て	（上記の者の住所）				
	（支給制限処分の原因となる事由（該当事由の番号を○で囲んで下さい。））				
（1）懲戒免職等処分 （2）失職 （3）退職後に禁錮以上の刑が確定					
（4）再任用職員に対する免職処分					
（5）懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた					
（上記内容の説明、処分を行った根拠及び(5)については認めた理由）					

（注）裏面も必ず記入すること。

(裏面)

条例第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容
1 退職をした者が行った非違の内容及び程度
2 退職をした者が占めていた職の職務及び責任
3 退職をした者の勤務の状況
4 非違に至った経緯
5 非違後における退職をした者の言動
6 非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度
7 非違が公務に対する信頼に及ぼす影響

- 1 記入欄が足りない場合は別紙に記入すること。
- 2 条例第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容については、運用方針を参考とすること。
- 3 参考となる資料（処分書（写）、新聞報道等）がある場合は、必ず添付すること。

様式第20号（第15条第2号関係）

退職手当支払差止に関する申立書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

（組合市町村の長）



市町村職員退職手当条例施行規則第15条第2号の規定により、次のとおり申し立てます。

（退職時の組合市町村名）		（退職時の所属及び職名）		（退職した者の氏名）	
（退職した者の住所）					
（退職時の給料月額）			円	（懲戒免職等処分実施機関）	
（職 級 号 給）					
（採用年月日）		年	月	日	（勤続期間）
（退職年月日）		年	月	日	
※ 退 職 し た 者 が 死 亡 し た 時 の み 記 入	（遺族又は支払を受ける権利を承継した者の氏名）				
	（死亡年月日： 年 月 日）（退職した者との続柄： ）				
	（上記の者の住所）				
（退職手当の支払差止処分に該当する理由）					
（思料される犯罪に係る罰条： ）					

※ 参考となる資料（新聞報道等）がある場合は、必ず添付すること。

様式第 2 1 号（第 15 条第 3 号関係）

退職手当支払差止処分の取消しに関する申立書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

（組合市町村の長）



市町村職員退職手当条例施行規則第 15 条第 3 号の規定により、次のとおり申し立てます。

(退職時の組合市町村名)	(支払差止処分を受けた者の氏名)
(支払差止処分を受けた者の住所)	
(退職手当の支払差止処分の取り消しに該当する理由)	
(その他参考事項)	

※ 「退職手当の支払差止処分の取り消しに該当する理由」欄には、職員が起訴された場合には、判決確定日及び刑罰等を記入し、起訴されなかった場合には、公訴を提起しない処分のあった日等を記入すること。

様式第 2 2 号（第 15 条第 4 号関係）

（表面）

退職手当の返納に関する申立書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

（組合市町村の長）



次の者については、市町村職員退職手当条例施行規則第 15 条第 4 号の規定により、退職手当の額の $\left\{ \begin{array}{l} \text{全} \\ \text{—} \\ \text{部} \\ \text{部} \end{array} \right\}$ の返納を命ずる処分を行うよう申し立てます。

（どちらかに○印）

（退職時の組合市町村名）		（退職時の所属及び職名）		（退職した者の氏名）	
（退職した者の住所）					
（退職時の給料月額）			円	（懲戒免職等処分実施機関）	
（職 級 号給）					
（採用年月日）		年	月	日	（勤続期間）
（退職年月日）		年	月	日	
※ 退 職 し た 者 の み 記 入	（遺族又は支払を受ける権利を承継した者の氏名）				
	（死亡年月日： 年 月 日）（退職した者との続柄： ）				
	（上記の者の住所）				
返 納 命 令 処 分 に 該 当 す る 事 実 に つ い て	（返納処分の原因となる事由（該当事由の番号を○で囲んで下さい。））				
	(1) 禁錮以上の刑が確定 (2) 再任用職員に対する免職処分 (3) 懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた				
（上記内容の説明、処分を行った根拠及び(3)については認めた理由）					

（注）裏面も必ず記入すること。

(裏面)

条例第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容
1 退職をした者が行った非違の内容及び程度
2 退職をした者が占めていた職の職務及び責任
3 退職をした者の勤務の状況
4 当該非違に至った経緯
5 当該非違後における退職をした者の言動
6 当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度
7 当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響
処分を受ける者の生計の状況

- 1 記入欄が足りない場合は別紙に記入すること。
- 2 「条例第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容」及び「処分を受ける者の生計の状況等」については、運用方針を参考とすること。
- 3 参考となる資料（処分書（写）、新聞報道等）がある場合は、必ず添付すること。

様式第 23 号（第 15 条第 5 号関係）

（表面）

退職手当相当額の納付に関する申立書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

（組合市町村の長）



次の者については、市町村職員退職手当条例施行規則第 15 条第 5 号の規定により、退職
 の手当の $\left\{ \begin{array}{l} \text{全} \\ \text{—} \\ \text{部} \\ \text{部} \end{array} \right\}$ に相当する額の納付を命ずる処分を行うよう申し立てます。

（どちらかに○印）

（退職時の組合市町村名）		（退職時の所属及び職名）		（退職した者の氏名）	
（退職した者の住所）					
（退職時の給料月額）			円	（懲戒免職等処分実施機関）	
（ 職 級 号給）					
（採用年月日）		年	月	（勤続期間）	
		日		年 月	
（退職年月日）		年	月	日	
（退職手当の受給者の氏名）			（退職手当の受給者の死亡年月日）		
			年 月 日		
（退職手当の受給者の相続人の氏名及び続柄）			（左記の者の住所）		
（続柄： ）					
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由又は納付命令処分に該当する理由）					

（注）裏面も必ず記入すること。

(裏面)

条例第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容
1 退職をした者が行った非違の内容及び程度
2 退職をした者が占めていた職の職務及び責任
3 退職をした者の勤務の状況
4 当該非違に至った経緯
5 当該非違後における退職をした者の言動
6 当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度
7 当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響
相続人の生計の状況等


- 1 記入欄が足りない場合は別紙に記入すること。
- 2 「条例第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容」及び「相続人の生計の状況等」については、運用方針を参考とすること。
- 3 参考となる資料（新聞報道等）がある場合は、必ず添付すること。

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

埼玉縣市町村総合事務組合管理者 

市町村職員退職手当条例 第 18 条第 1 項
第 20 条第 1 項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部
を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受け
た日の翌日から起算して 3 か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合管理者に対してするこ
とができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた
日の翌日から起算して 6 か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合を被告として（被告を代表す
る者は埼玉縣市町村総合事務組合管理者）提起することができる（なお、この処分書を受け
た日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経
過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受
けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの
訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提
起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であ
っても、その判決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提
起することはできない。）。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職した者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
		(勤続期間)	年 月
(退職時の所属所名)			
(退職時の職名)	(退職時の給料月額)		円
	(職 級	号給)
(支給制限処分の理由)			
(市町村職員退職手当条例第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)			

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

埼玉縣市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員退職手当条例 第 20 条第 1 項
第 20 条第 2 項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一
部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受け
た日の翌日から起算して 3 か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合管理者に対してするこ
とができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた
日の翌日から起算して 6 か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合を被告として（被告を代表す
る者は埼玉縣市町村総合事務組合管理者）提起することができる（なお、この処分書を受け
た日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経
過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受
けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの
訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提
起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であ
っても、その判決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起
することはできない。）。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職した者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
		(勤続期間)	年 月
(退職時の所属所名)			
(退職時の職名)	(退職時の給料月額)		円
		(職 級 号給)	
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)			
(市町村職員退職手当条例第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)			

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

埼玉縣市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員退職手当条例第 19 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、埼玉縣市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は埼玉縣市町村総合事務組合管理者）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(退職をした者の氏名)				
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)
(退職年月日)	年	月	日	
				年 月

(裏面)

(退職時の所属所名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

埼玉縣市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員退職手当条例第19条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、埼玉縣市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は埼玉縣市町村総合事務組合管理者）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(退職をした者の氏名)				
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)
(退職年月日)	年	月	日	
				年 月

(裏面)

(退職時の所属所名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条 :)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員退職手当条例第20条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員退職手当条例第20条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

埼玉縣市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員退職手当条例第19条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、埼玉縣市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は埼玉縣市町村総合事務組合管理者）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(退職をした者の氏名)				
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)
(退職年月日)	年	月	日	
				年 月

(裏面)

(退職時の所属所名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員退職手当条例第20条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合3 この処分を受けた者について、その基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員退職手当条例第20条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

埼玉縣市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員退職手当条例第19条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、埼玉縣市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は埼玉縣市町村総合事務組合管理者）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(退職をした者の氏名)				
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)
(退職年月日)	年	月	日	
				年 月

(裏面)


(退職時の所属所名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が市町村職員退職手当条例第20条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合	

（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

埼玉縣市町村総合事務組合管理者 

市町村職員退職手当条例第21条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に埼玉縣市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は埼玉縣市町村総合事務組合管理者）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（市町村職員退職手当条例第21条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）	円

(裏面)

(退職した者の氏名)

(返納命令の理由)


(市町村職員退職手当条例第 18 条第 1 項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 

市町村職員退職手当条例 第21条第1項
第22条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(市町村職員退職手当条例 <small>第21条第1項 第22条第1項</small> の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職した者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)


(市町村職員退職手当条例第 18 条第 1 項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

（表面）

市町村職員退職手当条例第 23 条第 1 項に規定する懲戒免職等処分を
受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 

下記の退職をした者に対してその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、市町村職員退職手当条例第 23 条第 1 項の規定により通知する。

この通知をした埼玉県市町村総合事務組合管理者は、この通知が到達した日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)

(裏面)


(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(市町村職員退職手当条例第 23 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 

第 23 条第 1 項
市町村職員退職手当条例 第 23 条第 2 項の規定により、退職手当の受給者に対し既に支
第 23 条第 3 項

払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
第 23 条第 1 項 (市町村職員退職手当条例 第 23 条第 2 項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第 23 条第 3 項	円

(裏面)

(退職した者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)


(市町村職員退職手当条例第 18 条第 1 項及び第 23 条第 6 項に規定する事情に関し勘案した内容
についての説明)

（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 

市町村職員退職手当条例 第 23 条第 4 項
第 23 条第 5 項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として（被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(市町村職員退職手当条例 第 23 条第 4 項 第 23 条第 5 項 の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職した者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(市町村職員退職手当条例第 18 条第 1 項及び第 23 条第 6 項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)